

# 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の

## お知らせ

### 新たな均等割・所得割額の軽減対策

新たな均等割・所得割の軽減対策が、次のよう  
に行われました。該当となる方には、8月に保険  
料の変更通知を送付しました。確認してください。

### 均等割

従来の軽減	新たな軽減
7割軽減の方 年額保険料 11,300円	8.5割軽減 年額保険料 5,400円

※5割軽減・2割軽減の方は、変更ありません。

### 所得割

東京都広域連合(*)の独自軽減措置		国の新たな軽減を加えた軽減措置	
所得金額	所得割額の軽減	所得金額	所得割額の軽減
15万円まで	全額	15万円まで	全額
20万円まで	75%	20万円まで	75%
40万円まで	50%	58万円まで	50%
55万円まで	25%		

※国が行う新たな所得割の軽減措置は、所得金額が58万円（年金のみの収入211万円）までの方の所得割額を50%軽減するものですが、すでに東京都後期高齢者医療広域連合が行っている独自の軽減措置を加えると、上記のような軽減措置となります。

(\*)：東京都後期高齢者医療広域連合

### 社会保険料控除ができます

長寿医療制度の保険料を納めている方は、所得税  
や市・都民税の申告をする場合、介護保険料や健康  
保険の保険料と同様に、「社会保険料控除」として保  
険料を控除することができます。

社会保険料控除を受けることができる方は、本人  
と生計を同じくする配偶者や親族の保険料を負担  
した方です。

### 年金天引きは本人のみ

長寿医療制度で保険料を年金からの天引きで納  
めている方は、所得税や市・都民税の申告をする場  
合、本人の社会保険料控除として保険料を控除する  
ことができます。

年金からの天引きで保険料を納めている場合、本  
人以外は、社会保険料控除を受けることができませ  
ん。注意してください。

### 口座振替に変更できます

制度の見直しの一つとして、一定の条件を満たす  
場合は、申請することで年金天引きによる徴収から、  
口座振替による徴収に変更することができます。

長寿医療制度の保険料において、新たな均等割・所得割の軽減対  
策が行われました。また、所得税や市・都民税の申告をする場合、  
「社会保険料控除」として保険料を控除することができます。

問合せ 保険年金課 高齢医療・年金係

これにより、本人だけでなく、配偶者や扶養家族  
の分をあわせて口座振替で納めている場合は、社会  
保険料控除が適用となります。

変更には、事前に口座振替の手続きをする必要が  
あります。

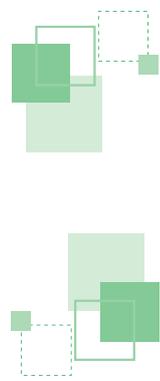
保険年金課窓口、市役所各連絡所で配付している  
「預・貯金口座振替依頼書（自動払込利用申込書）」  
に必要事項を記入し、金融機関で手続きをしてくだ  
さい。

### 対象

- ①平成18・19年度の保険料（税）を滞りなく納めた方
- ②年金収入が年額180万円未満の方で、世帯主ま  
たは配偶者の口座から保険料の振替えができる方  
※対象となるかなど詳しくは、問い合わせください。

### 口座振替のお願い

長寿医療制度の保険料を口座振替で支払う場合  
は、国民健康保険で口座振替を利用していた方でも、  
金融機関に長寿医療制度の保険料を口座振替にする  
ための申請を新たにする必要があります。お手  
数をおかけしますが、手続きをお願いします。





## ごみの出し方

### 携帯電話・PHS端末は回収店へ



携帯電話・PHS 端末は再利用可能なリサイクル製品です。携帯電話・PHS 端末には金・銀などの貴金属、リチウム・チタンなどの希少金属が含まれ、産業用の貴重な資源として再利用することができます。

不要となった端末本体・電池パック・充電器は、近くの携帯電話・PHS 会社の店舗などに持参してください。モバイル・リサイクル・ネットワークのマークがある店舗であれば、ブランド・メーカー・機種を問わず無料で回収しています。

持参する際は、端末本体内に保存・蓄積された個人情報などを自ら消去するか、店舗に依頼すればその場で消去してもらうことができます。

回収された端末本体などは、再資源化事業者が適正にリサイクル処理を行います。

※詳しくは、(社)電気通信事業者協会 (☎ 03-3502-0991) へ問い合わせるか、(社)電気通信事業者協会ホームページをご覧ください。

問合せ 生活環境課生活環境係



## 自然休暇村から

問合せ 自然休暇村

☎ 0120-47-4017、☎ 0551-48-4017

清里は夏の暑さも一段落し、風を心地よく感じる初秋となりました。澄み切った夜空の星を見に、清里にお越しください。

### ■ 9月のKOYOMI湯

「よもぎ&ヤーコンの湯」です。

### ■ 9月のイベント情報

#### ◆ 水引工芸展

日本の伝統工芸の展示販売会です。長野県岡谷市在住の原田友子さんの作品を中心に展示します。  
期 間 9月13日(土)～30日(火)

#### ◆ お月見団子のデザート

今年の中秋の名月は9月14日(水)です。夕食時に、お月見団子のデザートを用意します。  
期 日 9月13日(土)・14日(日)

#### ◆ フルーツのデザート

フルーツ王国山梨の地元産果物をふんだんに使ったデザートを用意します。

### ■ 10月のイベント情報 (予告)

#### ○ まぐろ祭り

「お客様感謝祭」として恒例となった「まぐろ祭り」を行います。

本鮪の解体ショー、鮪の食べ放題、飲み放題のほかに、景品を多数用意した抽選会も企画しています。

期 日 10月18日(土)

# 教えて！ 消費生活センター



しつこい電話勧誘に困惑！

## 教えて！ Question

さまざまな不動産業者から、「ワンルームマンションを購入しませんか。税金対策となるし、また家賃収入で、安定した老後の生活を送ることができます。今が買いどきです。」と職場や家庭に頻繁に電話勧誘があり、迷惑しています。ある業者は、何度断っても電話をかけてきます。どのように対処したらよいでしょうか。

## Aお答えします

電話勧誘業者は断りにくい状況につけこみ、勤務先や家庭の忙しい時間帯に、しつように電話をかけてくる事例が多いようです。早く電話を切りたいとの思いから、逆にあいまいな受け答えになってしまう場合もあります。

電話勧誘販売で、業者が事実と異なることや、不確かな事柄を断定的に説明することは法律で禁じられています。また、断っているにもかかわらず勧誘の話を続けることや、再度電話をかけて勧誘することも禁じられています（特定商取引法第17条）。

購入する意思のない勧誘電話には、長く話を聞かず「契約の意思はありません」とはっきり断り、すぐに電話を切りましょう。また断っているのに、同じ業者から勧誘の電話があった場合は、「断っている人に対し、再勧誘は禁じられていますよ」と伝えてください。

\*電話勧誘販売をしようとする業者は、相手に対して業者の氏名または名称と勧誘を行う者の氏名、販売をしようとする商品の種類を言わなければならないとされています。

問合せ 消費生活センター ☎555-1111

# 困ったら、 まず 消費生活センターへ



# 秋の全国交通安全運動が行われます

問合せ 生活安全課交通・防犯係

## 交通安全フェスティバル

日時 9月14日(日)午後2時～  
会場 瑞穂スカイホール  
入場料 無料  
内容 式典／「福生交通安全協会吹奏楽団」演奏会  
／「三船和子」歌謡ショー  
※直接会場へお越しください。

## 交通安全講習会

日時 9月16日(火)・17日(水)午後7時～8時  
(午後6時30分受付開始)  
会場 ゆとろぎ小ホール  
入場料 無料  
※直接会場へお越しください。  
※駐車場に限りがあります。車での来場は、遠慮してください。

## 平成20年秋の全国交通安全運動

- 実施期間 9月21日(日)～30日(火)  
スローガン 「やさしさが 走るこの街 この道路」  
運動の基本 高齢者の交通事故防止  
運動の重点  
(1)後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底  
(2)夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止  
(3)飲酒運転の根絶  
(4)二輪車の交通事故防止